

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

## 信託終了（繰上償還）に関する書面決議手続きのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、以下の各追加型証券投資信託（以下「各ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、繰上償還を行う予定ですのでお知らせ申し上げます。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、各ファンドにおいて書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を経て実施いたします。

受益者の皆様におかれましては、本書面および「書面決議参考書類」をご確認いただき、各ファンドの繰上償還に関する賛否および必要事項を「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

なお、「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は賛成するものとみなされます。したがって、各ファンドの繰上償還にご賛成いただける場合、特に必要なお手続きはございません。

今般の手続きにつきまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 繰上償還の対象となる投資信託の名称

東京海上・円資産バランスファンド（3倍型）（毎月決算型）（以下「毎月決算型」）

東京海上・円資産バランスファンド（3倍型）（年1回決算型）（以下「年1回決算型」）

### 2. 繰上償還の理由

(1)各ファンドは2019年12月24日の設定以来運用を行ってまいりましたが、純資産総額が減少し、2022年6月末現在、受益権の総口数は10億口を下回る状態となっております。このまま純資産総額の減少が続いた場合、主要取引対象とする国内の国債先物取引単位の制約から、配分比率調整の精度が低下し、以下①②のとおり投資信託約款の「運用の基本方針」に定めた比率から乖離することが想定され、商品性の維持が困難な状況になる可能性が高まります。このような状況の場合、株式やREITの占めるリスクが想定以上に高くなる可能性や、純資産総額の3倍を大幅に超える、または下回る投資となることで、ファンド全体のリスク水準が当初設定時の想定と大きく異なることが恒常的に生じる可能性が考えられます。

①債券・株式・REITの実質的な配分比率を70：15：15<sup>(注)</sup>を基本とする。

②株式・REITの組入総額と、国内の国債先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、原則として信託財産の純資産総額の3倍程度となるように投資を行う。

(注)各ファンドの基準価額の変動リスクを委託会社が定める一定の水準に抑制することを目的として、株式とREITの実質的な配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れる場合があります。

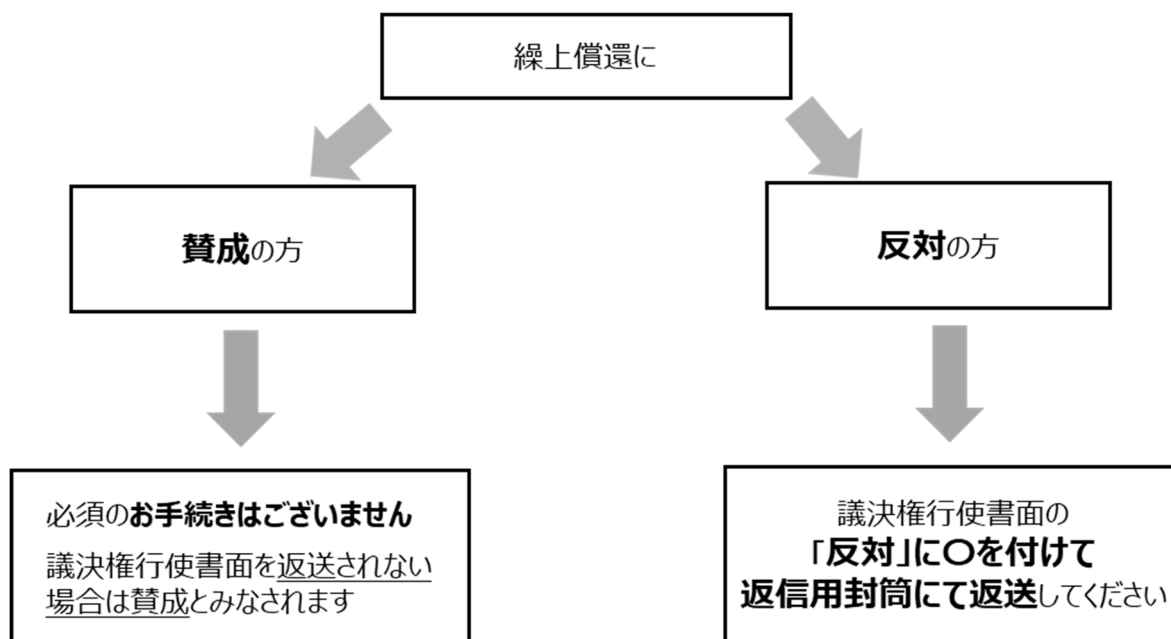
(2) 各ファンドにつきましては、投資信託約款において、受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときには、書面決議の可決をもって、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができると規定しています。今後も各ファンドの純資産総額の大幅な増加は見込み難く、前述の状況から、本来の運用目標を達成することおよび商品性の維持が困難な状況になることが懸念されるため、信託契約を解約し、繰上償還を行うことが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

### 3. 繰上償還にかかる書面決議の日程

受益者の確定日	2022年8月5日（金）
書面決議にかかる議決権行使期限	2022年9月5日（月）まで
書面決議の日	2022年9月7日（水）
繰上償還日（予定）	2022年10月7日（金）

### 4. 書面決議のお手続きについて

書面決議において議決権を行使できる受益者の方は、2022年8月5日（金）現在の各ファンドの受益者となります。該当する受益者の方は、「議決権行使書面」をもって議決権を行使することができます。各ファンドの繰上償還に反対の受益者の方は、同封の「議決権行使書面」に必要な事項をご記入のうえ、返信用封筒にて弊社までご郵送ください。2022年9月5日（月）弊社到着分までを有効とさせていただきます。



#### 【ご注意事項】

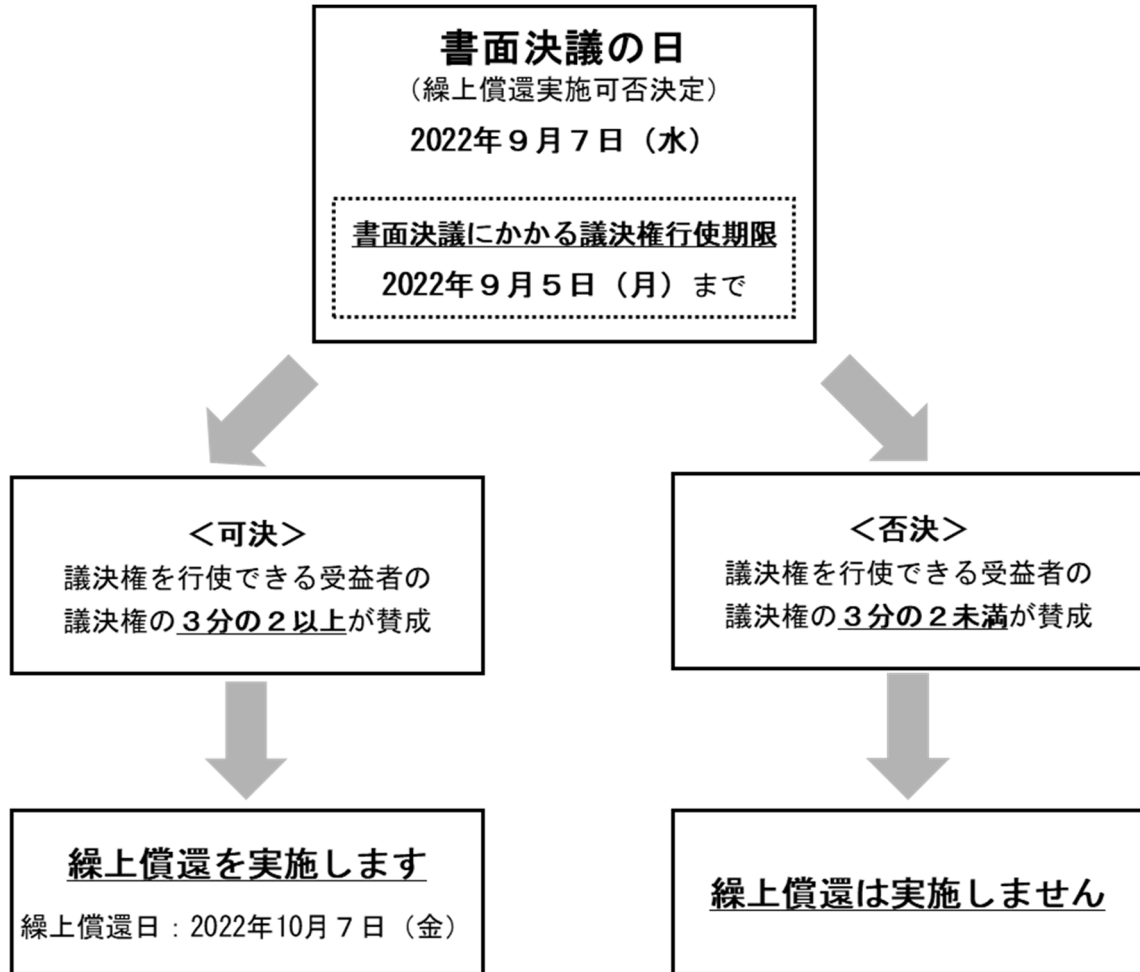
- \* 議決権を行使されない場合は、賛成するものとみなします。（議決権行使書面の指定された欄に賛否の表示がない場合、書面決議にかかる議決権行使の期限までに書面が到着しない場合も賛成するものとみなします。）したがって、賛成される場合、議決権行使書面を郵送いただく必要はございません。
- \* 同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なる場合は、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。
- \* 書面決議を行うにあたり、上記のお客様に関する情報を販売会および弊社が共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

～個人情報の取扱いについて～

お預かりいたしました個人情報は、繰上償還の実施の判断および議決権行使にかかるご本人確認のみに使用いたします。弊社では、ご本人の承諾がない限り、お預かりいたしました個人情報を上記以外の目的に使用すること、また、販売会社以外の第三者に開示・提供することはありません（法令により開示を求められた場合を除きます）。

## 5. 書面決議の結果について

各ファンドの書面決議の結果は、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ (<https://www.tokiomarineam.co.jp/>) 等にてお知らせいたします。（各ファンドで書面決議の結果が異なる場合があります。）



※各ファンドは、繰上償還が決定された場合でも、受益者が換金（解約）のお申込みを行ったときは、弊社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により解約代金が支払われます。そのため、各ファンドの約款第57条の規定に基づき、本議案に反対された受益者が受託会社に対して受益権の買取請求を行うことはできません。

本件に関するお問合せ：東京海上アセットマネジメント株式会社 サービスデスク  
フリーダイヤル：0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

以上